

政府予算の概要について

平成30年3月28日、平成30年度予算案が参議院本会議で可決され、成立となりました。
一般会計の歳出総額は約97兆7,128億円、過去最大であった平成29年度に比べ、当初予算比で約2,600億円の増額となります。
そのうち、ビル業界に関連する主な事業は次のとおりです。

1. 耐震対策緊急促進事業 (国土交通省)

改正耐震改修促進法(平成25年11月より施行)により耐震診断義務化の対象となる建築物について、耐震診断・改修等を行う場合、通常の助成制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)に加え、国が重点的かつ緊急的に支援する制度です。
なお、本制度の適用は、平成30年度までとなっています。

(1) 耐震診断義務化建築物の支援 [制度の概要]

補助対象・要件：
①不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル・旅館・百貨店等)等
1) 補強設計費用 [通常] 国費1/3⇒ [緊急支援] 国費1/2^{*1}
※1 地方公共団体が支援策を整備していない場合、国単独で1/3

2) 耐震改修費用 [通常] 国費11.5%⇒ [緊急支援] 国費1/3または2/5^{*2}
※2 地方公共団体が支援策を整備していない場合、国単独で11.5%

②緊急輸送道路等の避難路沿道建築物等
1) 耐震診断 [通常] 国費1/3⇒ [緊急支援] 国費1/2
2) 耐震改修費用 [通常] 国費1/3⇒ [緊急支援] 国費2/5

(2) 長周期地震動対策の支援

長周期地震動対策への支援制度について、かつてはマンションを含む区分所有建物に対象が限定されていましたが、平成29年度から3大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)などに所在する民間の超高層ビル(高さ60mを超える建築物)にも

対象が拡充されました。

[制度の概要(ビルの場合)]

補助対象：

- ①平成12年5月以前に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域(図の青、赤及び緑の区域)に所在するビル
- ②平成12年6月以降に建築されたもので、長周期地震動対策の対象区域のうち、想定される地震動が特に大きい区域(図の青及び赤の区域)に所在するビル

補助要件：

- ①構造計算において長周期地震動に対する安全性の確認が行われていないもの(詳細診断、補強設計のみ)
- ②長周期地震動により倒壊または損傷の危険性があると判断されたもの(補強設計、改修工事のみ)
- ③地震に対して安全な構造とする旨の所管行政庁による勧告を受けたもの(改

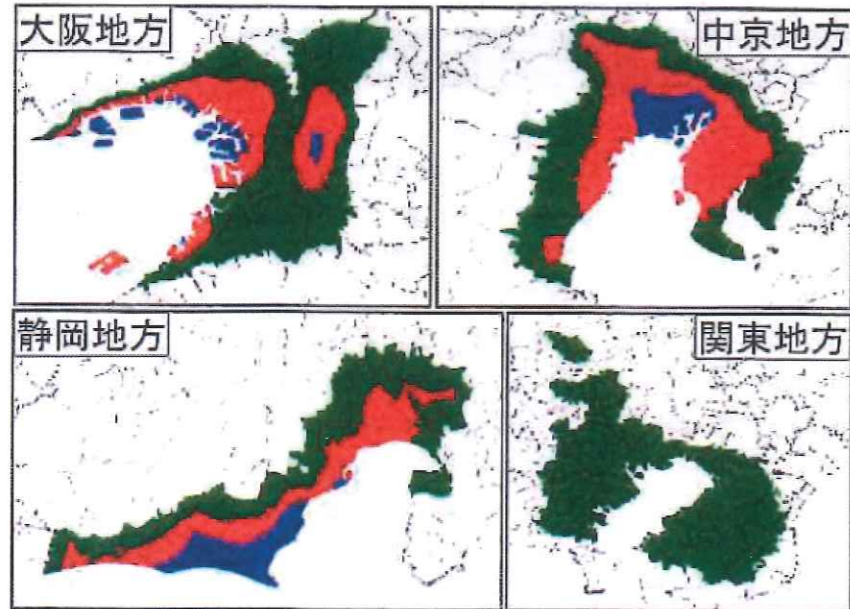


図 長周期地震動対策の対象地域

修工事のみ)
④改修工事の結果、長周期地震に対して安全なものとなるもの(補強設計、改修工事のみ)

補助率：

- ①詳細診断 国費1/3
- ②補強設計費用 国費1/3
- ③改修費用 国費11.5%

2. 災害時拠点強靱化緊急促進事業 (国土交通省)

大規模災害時に発生する帰宅困難者等を民間ビル等に受け入れてもらうことなどのため、一時滞在スペースや備蓄倉庫等の整備費を支援する制度です。

なお、本制度の適用は、平成30年度までとなっています。

[制度の概要(帰宅困難者対応の場合)]

対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル等

対象地域：

- ①都市再生緊急整備地域
- ②1日当たりの乗降客数30万人以上の主要駅の周辺
- ③政令市・特別区、中核市・特例市・県庁所在都市の中心駅の周辺

補助対象：帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災

備蓄倉庫、非常用発電機等の整備に要する費用(掛かり増し費用)
補助率：国2/3、地方1/3

3. 耐震・環境不動産形成促進事業 (国土交通省、環境省)

耐震化や低炭素化が進まない老朽・未利用不動産について、国が官民ファンドを通じて民間投資の呼び水となる出資を行うことにより、一定の耐震・環境性能を有する良質な不動産供給(改修・建て替え・開発)を推進する事業です。

4. 既存建築物省エネ化推進事業 (国土交通省)

(1) 建築物の改修工事

省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を支援する事業です。

[制度の概要]

対象：省エネ改修工事費用、バリアフリー改修工事(省エネ改修と併せて実施した場合に限る)費用、省エネ性能の表示に要する費用

要件：躯体(外皮)の省エネ改修を行い、改修後に一定の省エネ性能に関する基準(エネルギー消費量を15%以上削減)を満たし、省エネ性能を表示すること
補助率：1/3

限度額：5,000万円(設備部分は2,500万円)

※省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は2,500万円を加算

(2) 省エネルギー性能の診断・表示

平成28年度より、省エネ改修を伴わなくても、既存建築物の省エネ性能の診断・表示を支援する制度が運用されています。

[制度の概要]

要件：300㎡以上の既存建築物における省エネ性能の診断^{*1}・表示^{*2}を行うこと

※1 エネルギー使用量実績値でなく、設計図書をもとにした設計一次エネルギー消費量の計算

※2 建築物省エネ法に基づく基準適合認定表示、BELS(建築物省エネ

ルギー性能表示制度)等の第三者認証等

対象：

- ①設計一次エネルギー消費量等の計算に要する費用
 - ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
 - ③表示のプレート代など
- 補助率：1/3(特に波及効果の高いものは定額)

5. サステナブル建築物等先導事業 (国土交通省)

省エネ・省CO₂や木造・木質化等による低炭素化、健康、災害時の継続性等に係る建築物等のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブル(持続可能)な社会の形成を図る事業です。

補助率：1/2以内(原則として、1プロジェクト当たり5億円以内)

6. 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業 (経済産業省)

建築物等のネット・ゼロ・エネルギー化^{*}を推進するため、高性能建材や高性能設備機器等(空調、照明等)の導入を支援する事業です。

※ZEB/ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)と略称され、年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなるビル/住宅

補助率：2/3以内

7. エネルギー使用合理化等事業者支援事業 (経済産業省)

省エネや電力ピーク対策を行うため、高効率設備・システムへの入替等を行う際に必要となる費用を補助する事業です。

補助率：1/3以内
※エネマネ事業者(エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギーを支援する事業者)

を活用した事業 1/2以内

8. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO₂促進事業 (環境省)

低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省CO₂化を促進していくとともに、先進的な業務ビル等の実現と普及拡大を目指す事業です。

次の2制度の適用は、平成30年度までとなっています。

(1) テナントビルの省CO₂促進事業 (国土交通省と連携)

環境負荷を低減する取組についてオーナーとテナントの協働を契約や覚書等を取り決めを結び(グリーンリース契約等)、省CO₂を図る事業者を支援する制度です。

[制度の概要]

対象者：建築物所有者

対象事業：

- ①グリーンリース契約等を締結するために必要な調査事業
- ②グリーンリース契約等により行う設備改修事業

補助率：

- ①定額(上限50万円)
- ②1/2以内(上限5,000万円)

(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省と連携)

中小ビル等がZEBに資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する際の費用を支援する事業です。

[制度の概要]

対象者：業務用ビル等の所有者等

建築物要件：業務用建築物は2,000㎡未満

※2,000㎡以上は、「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(本稿の項目6)」により助成

対象経費：エネルギー削減率50%以上となる、ZEB実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS装置等の導入に要する費用

補助率：2/3以内